

みらいの県土研究会（第3回）
議事要旨

日 時 : 令和5年10月30日(月) 14:00~15:45
場 所 : 静岡県庁 西館4階 第1会議室A・B
出席者 : 別紙出席者名簿のとおり

議事次第に基づき技術調査課から説明を行った。

※「ストックヤード運営事業者登録制度」及び「静岡市の建設発生土処理地の公募」については、中部地方整備局及び静岡市から説明を行った。

なお、出席者からの主な発言及び回答は以下のとおり。

【官民連携したストックヤード整備の進捗状況報告について】

- ・ モデル事業で整備するストックヤードは盛土条例の対象外か。
(技術調査課) モデル事業では公共工事の土のみ受け入れる予定であり、盛土条例の許可が不要。ただし、受け入れる土が汚染のおそれがないか確認する必要がある。
- ・ 公共工事からの土であっても盛土規制法の対象になるのではないか。また、ストックヤードを運営するにあたっては搬入と搬出の調整を綿密に行うルールが重要と考える。
(技術調査課) 盛土規制法への対応に関しては個別に確認していきたい。搬入・搬出の調整については、SSM等を活用しながら、今後具体的なルールを作成する。
- ・ 県内市町が建設発生土を有効利用した優良事例があれば、参考に開示したらどうか。
(技術調査課) 有効利用率が高い市町等から事例を収集し、今後示していきたい。

【土質改良土の利用拡大に向けた取組について】

- ・ 土質改良土に良質土を混合して販売する場合でも「土質改良土」という製品として販売することになるのか。
(技術調査課) 土質改良土に山土や山砂利を混合して、粒度調整を行うことは通常ありえること。良質土と混合して販売しても問題無いと考える。
- ・ 土質改良土と良質土を混合して「土質改良土」として販売する場合、混合割合の上限値を決めておいた方が良いのではないか。
(技術調査課) まずは必要性から勉強したい。現状、品質を確保さえできれば新材と土質改良土の混合割合は問わない考えである。

- ・ 土質改良土に対して環境基準の検査を行う場合、搬入（原料土）の段階で、盛土条例上汚染のおそれがないことを確認していることから、2重検査になってしまわないか。
（技術調査課）環境基準の設定については引き続き、検討していく。
（盛土対策課）くらし・環境部内では、盛土規制法の運用開始に合わせ、条例の見直しを検討しているところ。

【建設発生土処理施設一覧表（下期）の更新等について】

- ・ 県として今後、ストックヤード運営事業者登録制度に登録された施設のみを指定する等の措置を行うか。参考までに、東京都では来年度以降は登録された施設のみを指定するという方針のよう。
（技術調査課）現在検討しているところ。

【今後の土プロジェクトの取組に対する意見交換について】

- （技術調査課）建設発生土の処理には、地域固有の事情もあることから、今後、地域ごとに県・市町・事業者等で話し合う場を設けていくこととする。